

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年9月1日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	平成29年4月14日 午後2時頃 高山市大洞町149番地2先（市道大洞14号線）		
	事故の概要	市道を塞いでいた消防団員所有車両を市職員が運転し移動した際の脱輪事故		
	相手方	[Redacted]		
	事故の種類	人 身	物 損 (フロントバンパー等)	
	被害総額・市の過失割合	—	736,050円・100分の100	
	賠償金	—	736,050円	
	内 訳	保険金	—	0円
		一般財源	—	736,050円
専決年月日	平成29年7月6日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成29年5月8日 午後7時50分頃 高山市国府町広瀬町1036番地先（県道古川国府線）		
	事故の概要	T字路交差点において左折しようとした公用車と右方向からの県道直進車両との接触事故		
	相手方	[Redacted]		
	事故の種類	人 身	物 損 (左フロントバンパー等)	
	被害総額・市の過失割合	—	214,040円・100分の90	
	賠償金	—	192,636円	
	内 訳	保険金	—	192,636円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成29年8月7日 地方自治法第180条第1項			

No.	項目	内 容	
3	発生時期・場所	平成29年6月12日 午後0時50分頃 高山市上岡本町3丁目347番地先 (国道41号)	
	事故の概要	信号待ちの停止車両への追突事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人 身	物 損 (リアバンパー等)
	被害総額・市の過失割合	—	86,314円・100分の100
	賠償金	—	86,314円
	内 保 険 金	—	86,314円
	訳 一般財源	—	0円
専決年月日	平成29年7月31日 地方自治法第180条第1項		